

ひたちなか市役務業務に係る最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する役務業務（役務の提供に係る業務をいう。以下同じ。）の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）及びひたちなか市財務規則（平成6年規則第41号）第127条の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする競争入札)

第2条 最低制限価格を設ける競争入札は、役務業務の請負契約（単価契約を除く。）に係る競争入札とする。

(最低制限基本価格)

第3条 役務業務の最低制限基本価格（最低制限価格の算出の基礎となる価格をいう。以下同じ。）は、入札（見積）書比較価格（予定価格（その算定に当たり1円未満の端数を切り捨てた場合にあっては、当該端数を切り捨てる前の額）に110分の100を乗じて得た額をいう。）に100分の70を乗じて得た額とする。

(最低制限価格)

第4条 最低制限価格は、最低制限基本価格に無作為係数（1から1.0050までの範囲内で無作為に算出する数値をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、当該最低制限基本価格に無作為係数を乗じて得た額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額とする。

(落札者の決定)

第5条 市長は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者と決定するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後にしたひたちなか市財務規則第 1 2 4 条第 1 項の公告に係る一般競争入札又は同規則第 1 3 8 条第 2 項の通知に係る指名競争入札から適用する。